

一般社団法人日本頭痛学会学術集会会長の選出手続きに関する細則

(平成28年10月21日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本頭痛学会定款第26条で定める一般社団法人日本頭痛学会学術集会（以下「学術集会」という。）の会長（以下「会長」という。）選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

(選出方法の原則)

第2条 会長の選出は、学術集会開催を希望する会員（代議員に限る。以下「会長希望者」という。）を募集し、理事会での協議または理事の投票により行うものとする。

2 会長の選出は、原則として年1回行うものとする。

3 会長希望者は担当する学術集会開催年の4月1日時点で満70歳未満であることを要す。

(選出する開催年度)

第3条 会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の3年後に開催する学術集会について行うものとする。

(選出手続きの時期)

第4条 会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

(1) 希望調書受付開始 6月

(2) 希望調書提出締め切り 7月末

(会長希望者の募集)

第5条 会長希望者の募集は、本学会ホームページで告知して行うものとする。

2 本学会事務局は、前項による告知が行われたときは、本学会の会員管理システムに電子メールアドレスを登録している代議員に対しては、速やかに電子メールでその旨通知するものとする。

(希望調書の提出)

第6条 学術集会開催を希望する代議員は、希望調書を前条の告知で指定された期日までに本学会事務局に提出しなければならない。

2 希望調書の様式は、別紙のとおりとする。

(提出された希望調書の配布)

第7条 提出された希望調書は、理事会での協議が始まる前に、各理事にコピーを配布するものとする。

(事前審査)

第8条 理事会は、希望調書提出者が多数などの理由から、理事会での協議に先立ち書類審査が必要と判断したときは、ワーキンググループを設置して審査させることができる。

(理事会での協議等)

第9条 本細則第2条で定める会長を選出するための理事会の協議または理事の投票は、次の手順で行うものとする。

(1) 理事会は、提出された希望調書に基づき、選出のための協議を行うものとする。

(2) 前項の協議により選出できなかったときは、理事の投票により選出するものとする。

(3) 前項の投票は、理事会の席で1人が1票を投票するものとし、出席理事の過半数を獲得した希望者を会長に選出するものとする。

(4) 1回目の投票により選出できなかった場合は、1回目の投票結果の上位から2位までを候補者として、前項の方法により再度投票を行うものとする。

(5) 2回目の投票で獲得した票が同数であった場合は、本学会の会員年数の長い者を会長に選出する。

(細則の改正)

第10条 この細則を改正するときは、理事会の承認を要する。

附則

1 この細則は、平成28年10月21日から施行する。